

令和7年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会委嘱式及び
令和7年度第1回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和7年7月29日(火)
午前10時から12時まで
場所 本庁舎3階 特別会議室

○ 委嘱状交付

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 委員長及び職務代理の選出について

(2) 厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」とセーフコミュニティ推進委員会について

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 資料1

(3) 視察可能なセーフコミュニティ活動について ・・・・・ 資料2、別添1、2、3

4 そ の 他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員	秋山 勝茂	あきやま かつしげ	市民公募
2	委員	石澤 ふじ枝	いしづわ ふじえ	有識者
3	委員	永井 明	ながい あきら	有識者
4	委員	宮田 幸紀	みやた こうき	有識者
5	委員	渡邊 妙子	わたなべ たえこ	市民公募

※任期：令和7年7月27日～令和9年7月26日

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日

条例第18号

改正 平成24年12月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び^{きずな}絆の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。) を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日
規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。
- (3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。
- (2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」と
セーフコミュニティ推進委員会について

厚木市 市民交流部
くらし交通安全課

1

目 次

- 1 セーフコミュニティとは
- 2 セーフコミュニティを始めたきっかけ
- 3 厚木市のセーフコミュニティ活動
- 4 セーフコミュニティの成果
- 5 これまでのセーフコミュニティと
これからのセーフコミュニティ
- 6 計画策定と条例改正について
- 7 セーフコミュニティ推進委員会とは

2

1

セーフコミュニティとは



3

1

セーフコミュニティとは

地域ぐるみで外傷の予防活動を展開する
まちに与えられる国際認証制度

「事故やけがは原因を分析し、
対策を取れば、予防できる」という
考え方のもと、市民、行政、関係団体が協働して、
安心して安全に暮らせるまちをつくろうという取組



2

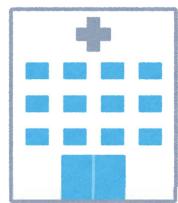
1

セーフコミュニティとは

体調不良



原因の究明



完治



必要な治療



5

1

セーフコミュニティとは

事故やけが
の発生



原因の究明



事故やけが
の予防



対策



6

1

セーフコミュニティとは

けがの
発生

手すり・滑り止め

対策

反射材



家庭内
事故

交通事故

犯罪

暴力

自殺

自然
災害

1

セーフコミュニティとは

行政



関係団体



市民



8

1

セーフコミュニティとは

2008年 取組開始

2010年 初認証

2015年 再認証（2度目）

2021年 再認証（3度目）

セーフコミュニティの認証制度で
5年ごとに再認証

の審査を受けることが
義務付けられているんだ！



9

2

セーフコミュニティを 始めたきっかけ



10

2

セーフコミュニティを始めたきっかけ



約20年前の厚木市を覚えてていますか？

厚木市の代名詞

怖い

危ない

汚い

11

2

セーフコミュニティを始めたきっかけ



2

セーフコミュニティを始めたきっかけ



2008年頃



13

2

セーフコミュニティを始めたきっかけ



2003年6月に発行された
「ヨミウリウイークリー」

神奈川県、埼玉県、千葉県の
治安の悪い市町村が紹介された

14

2

セーフコミュニティを始めたきっかけ



危険度ランキング（人口1万人あたり）

刑法犯認知件数総数

神奈川県内 1位

強盗、傷害

県内37市町村 1位

窃盗

県内37市町村 2位

空き巣

県内37市町村 3位

殺人

県内37市町村 13位



15

2

セーフコミュニティを始めたきっかけ



国・県・市別交通事故件数（人口10万人あたり）出典：警察統計

(件/人口10万人)



厚木市の交通事故件数は
全国、神奈川県よりも
多く発生しているんだ！





3

厚木市のセーフコミュニティ活動

17

3

厚木市のセーフコミュニティ活動

交通安全



けが予防



18

3

厚木市のセーフコミュニティ活動

体感治安



防災対策



4

セーフコミュニティの成果



20

4

セーフコミュニティの成果



成果



21

4

セーフコミュニティの成果



22

4

セーフコミュニティの成果



市内刑法犯認知件数

出典：警察統計



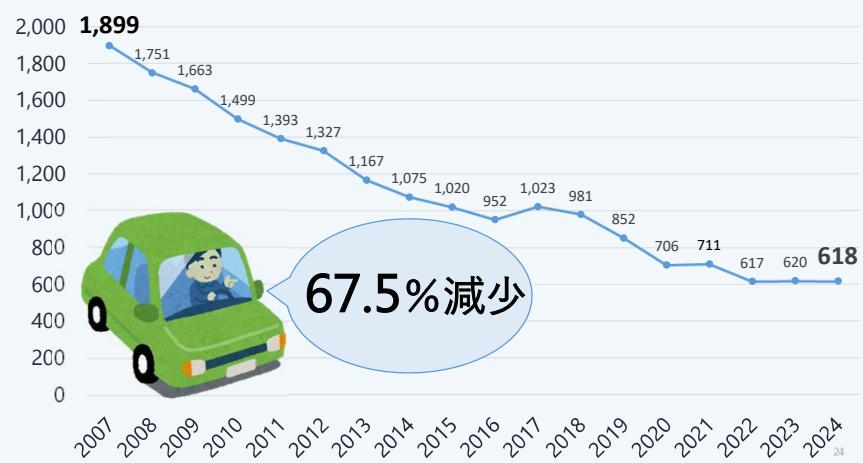
4

セーフコミュニティの成果



市内交通事故件数

出典：警察統計





5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ

25

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



厚木市のセーフコミュニティのあゆみ



26

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



セーフコミュニティ推進体制の再検討（令和5～6年度）

国際認証に係るコスト、他の自治体の動向、現在のセーフコミュニティ国際認証そのものに対する付加価値の変化を踏まえ、各対策委員会代表者から構成された分科会やセーフコミュニティ推進協議会で今後の活動のあり方を再検討

新たな目標として、
客観的な評価体制の導入
や活動の継続性を担保する
計画の策定を！

国際認証は継続せず、
新たな方法でSC活動
を継続したい！

国際認証に係る費用
を活動に活用
していくべき！

27

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



厚木市独自のセーフコミュニティ推進体制の決定 (令和6年7月)

セーフコミュニティ推進協議会において、
令和8年11月の国際認証満了を期に国際認証を継続せず、厚木市独自のセーフコミュニティを構築し、
セーフコミュニティ活動自体は継続していくことを
正式決定

28

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



厚木モデルのビジョン

① セーフコミュニティ推進に係る計画の策定

基本計画を策定することで、セーフコミュニティ活動の方向性を示し、**継続性を確保する。**

R9年度

R13年度

R17年度



29

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



厚木モデルのビジョン

② 4つの重点課題

現在の本市の課題に沿った、モノ別コト別の対策委員会に再編し、より実効的な取組みを展開する。

体感治安と公共の安全対策委員会
交通安全対策委員会
高齢者の安全対策委員会
こどものけが予防対策委員会
防災対策委員会
自殺予防対策委員会（廃止）
職場の安全対策委員会（廃止）



体感治安対策委員会
交通安全対策委員会
けが予防対策委員会
防災対策委員会
※いずれも仮称

30

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



厚木モデルのビジョン

③ 新たな外部評価機関「地域安全共創委員会」

- ・取組について日本の事故・けが予防研究を担う専門家から評価を受けることで、EBPM型（エビデンスに基づいた政策立案）の取組を推進。
- ・市内で行われている**すべての安心安全に関する活動**が評価の対象となる。
- ・個人や団体の取組に対する**表彰制度を新設。**
- ・取組に対して、専門家によるアドバイスや共同研究等の支援を受けられる。

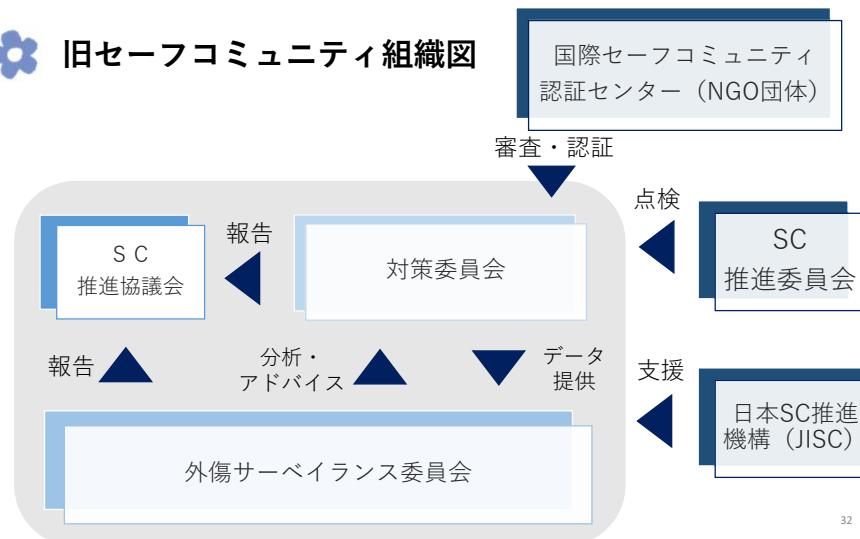
31

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



旧セーフコミュニティ組織図



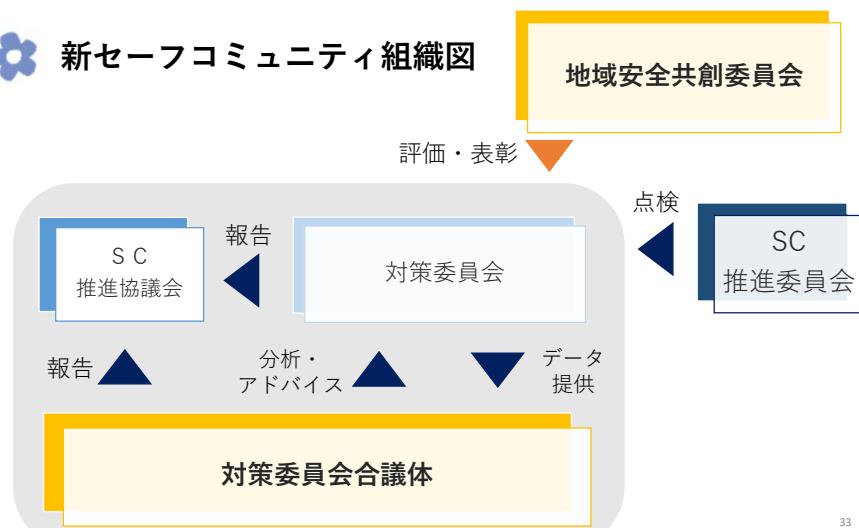
32

5

これまでのセーフコミュニティと これからのセーフコミュニティ



新セーフコミュニティ組織図



33

6

計画の制定と 条例の改正について



34

6

計画の制定と 条例の改正について

本市独自のセーフコミュニティを構築するため、

- ・セーフコミュニティ推進に係る計画の策定
- ・厚木市セーフコミュニティ推進条例の改正

を行ってまいります

35

6

計画の制定と 条例の改正について



セーフコミュニティ推進に係る計画の策定について

計画策定の目的

本市独自のセーフコミュニティを確固たるものとし、今後の本市における安心・安全なまちづくりの羅針盤として機能させるため、条例に基づいた計画を作成し、基本的な方向性や推進体制及び評価の仕組みを明確に定めることを目的とする。

計画期間

令和9年度から令和13年度（5年間）を予定

36

6

計画の制定と 条例の改正について



セーフコミュニティ推進条例の改正について

改正の目的

本市独自の体制でのセーフコミュニティを推進していくため、その根幹となる理念や体制の見直しを行い、より強固な法的基盤と実効性のある活動体制を構築することを目的とする。

改正条例施行

令和8年11月を予定

37

7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



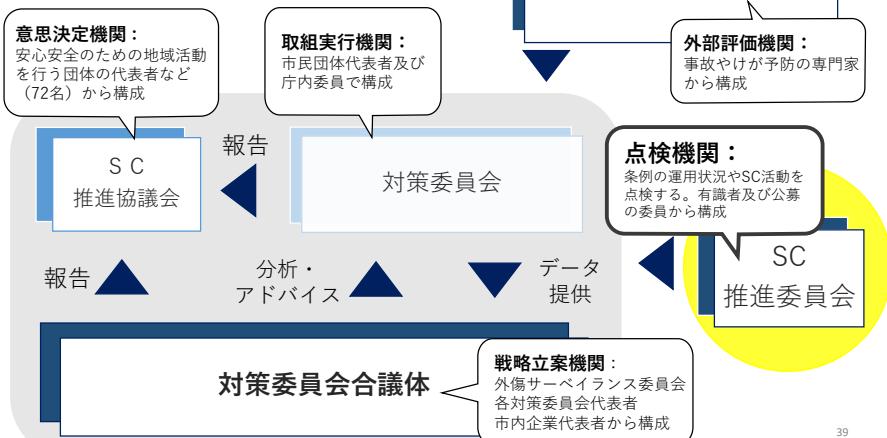
38

7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



新セーフコミュニティ組織図



7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



推進委員会の役割

・セーフコミュニティ推進条例等の点検機関としての役割

セーフコミュニティ推進条例の点検報告書の提出

セーフコミュニティ活動のチェック



・審議会としての役割

セーフコミュニティ推進に係る基本計画の策定及び
セーフコミュニティ推進条例改正に関する審議

7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



条例改正及び計画策定に係る手続きについて

厚木市自治基本条例第29条では、「条例等の制定等への市民参加」を規定しています。

自治基本条例（抜粋）

第29条（条例等の制定等への市民参加）

市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

(1) 条例等の制定、改正又は廃止

(2) 計画の策定、改定又は廃止

(3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

41

7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



条例改正及び計画策定に係る手続きについて

市民参加の手法につきましては、次のとおりです。
本推進委員会はその中で審議会にあたります。

意向調査

審議会等

ワークショップ

市民会議

パブリック
コメント

意見交換会

42

7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



審議会について

審議会とは

地方公共団体（市役所など）が特定の政策分野について、専門的な見地や多様な市民の意見を広く聴き、その意見を市政運営に反映させるために設けられる会議体のこと。

委員の皆様に期待する役割

これまでセーフコミュニティに携わってきた知識・経験や、市民の目線から、今後のセーフコミュニティの土台となっていく条例改正や計画策定について御意見をいただきい。

43

7

セーフコミュニティ 推進委員会とは



今年度のスケジュールについて（予定）

令和7年度								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
セーフ コミュニティ 推進委員会 （第一回）	【第一回】 セーフ コミュニティ 推進委員会の役割 について 条例改正と 計画策定の概要説明			セーフ コミュニティ 推進委員会 （第二回）	【第二回（予定）】 条例改正・計画策定方針について セーフ コミュニティの推進体制について など		セーフ コミュニティ 推進委員会 （第三回）	【第三回（予定）】 セーフ コミュニティ推進条例点検 報告書について 安全・健康・コミュニティに関する 調査結果の報告についてなど

44



視察可能なセーフコミュニティ活動

1 危険予知トレーニング(KYT)

取組主体	児童館運営委員会、市
内容	日常の生活や活動する際にどのように危険が潜んでいるかを事前に予知することで、子どもたちの危険予知能力を高め、危険を回避する能力を養う。
対象者	乳幼児・小学生、乳幼児の保護者
開催場所	児童館、子育て支援センター
開催時期	(※ご希望があれば、事務局で調整いたします)
所要時間	10分程度



2 ゲートキーパー養成講座

取組主体	市																
内容	自殺に関する正しい知識を身につけると共に、家族をはじめとする、周囲の人の変化に気づき、相互に助け合いのできる地域づくりを推進することを目的にゲートキーパー養成講座を開催する。																
対象者	厚木市在住・在勤の方																
開催場所	保健福祉センター 6階ホール																
開催日時	11月18日（火）10：30～12：00																
所要時間	90分																
	<p style="text-align: center;">令和7年度厚木市ゲートキーパー養成講座</p> <p style="text-align: center;">こころをサポートするヒントを知る／初心者OK／</p> <p style="text-align: center;">ゲートキーパーになろう！講座</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○ こころの SOSに 気付く ○ じっくりと 耳を傾ける ○ 溫かく 見守る ○ 支援先に つなげる <p>「ゲートキーパー」とは、こころに不調を抱えている人や、自殺に傾く人のサインに気づき、適切な対応することです。特別で専門的な役割ではなく、誰でもゲートキーパーになることができます。</p> <p>内容 ゲートキーパーの役割、自殺の現状、こころのSOSのサイン、お話を聴き方や声掛けのポイント、対応例の動画視聴等。 ※ 身近な方を支援するゲートキーパーになるための講座です。</p> <p>対象 厚木市在住・在勤 定員30人（先着）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">実施日程</th> <th style="text-align: left;">日 時</th> <th style="text-align: left;">申込期間</th> <th style="text-align: left;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6月25日（水） 10：30～12：00</td> <td>5月15日（木）～6月13日（金）</td> <td>保健福祉センター 3階健診室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月20日（水） 10：30～12：00</td> <td>6月16日（月）～8月8日（金）</td> <td>保健福祉センター</td> </tr> <tr style="outline: 2px solid red;"> <td></td> <td>11月18日（火） 10：30～12：00</td> <td>9月16日（火）～11月7日（金）</td> <td>6階ホール</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各日、同じ内容の講座を行います。ご希望の日程で1回受講いただけます。</p> <p>申込み 講座予約システム、電話または窓口</p> <p style="text-align: center;">厚木市健康医療課 （保健福祉センター2階） TEL (046) 225-2201 (平日9時～17時)</p> <p style="text-align: right;">★詳細はこちら⇒ http://www.city.oimachi.yokohama.jp</p> 	実施日程	日 時	申込期間	会 場		6月25日（水） 10：30～12：00	5月15日（木）～6月13日（金）	保健福祉センター 3階健診室		8月20日（水） 10：30～12：00	6月16日（月）～8月8日（金）	保健福祉センター		11月18日（火） 10：30～12：00	9月16日（火）～11月7日（金）	6階ホール
実施日程	日 時	申込期間	会 場														
	6月25日（水） 10：30～12：00	5月15日（木）～6月13日（金）	保健福祉センター 3階健診室														
	8月20日（水） 10：30～12：00	6月16日（月）～8月8日（金）	保健福祉センター														
	11月18日（火） 10：30～12：00	9月16日（火）～11月7日（金）	6階ホール														

3 転倒予防のための運動教室	
取組主体	市
内容	運動器機能を高める体操や筋力トレーニングなどを行うことにより転倒による骨折や運動器の機能低下を予防するため開催する。
対象者	高齢者
開催場所	東町スポーツセンター・ぼうさいの丘公園・荻野運動公園・ふれあいプラザ
開催日時	<p>【からだいきいき運動教室】</p> <p>Aコース 9月3日～ 11月26日 会場：東町スポーツセンター 毎週水曜14時～16時（全12回）</p> <p>Bコース 9月2日～ 11月25日 会場：ぼうさいの丘公園 毎週火曜10時～12時（全12回）</p> <p>Cコース 9月3日～ 11月26日 会場：荻野運動公園 毎週水曜10時～12時（全12回）</p> <p>【筋力トレーニング教室】</p> <p>9月2日～11月25日 会場：ふれあいプラザ 毎週火曜10時～12時（全13回）</p>
所要時間	2 時間
	

4 本厚木駅前の環境浄化パトロール

取組主体	本厚木駅前環境浄化対策協議会（商店街、自治会、その他の団体、警察）及び市
内容	毎月第3木曜日の午後7時にセーフティーステーション番屋に集まり本厚木駅前環境浄化対策協議会及び市による定期的な合同パトロールを実施し、併せて駅周辺の状況を把握している。
対象者	市民、本厚木駅利用者
開催場所	本厚木駅周辺
開催日時	原則毎月第3木曜日 19:00から ※別添1のとおり
所要時間	約30分
	 A photograph showing a group of approximately 15 people wearing yellow high-visibility vests and blue caps. They are walking along a paved sidewalk at night, carrying flags and sticks. The background shows commercial buildings with signs for "から好し" and "cocokara". The ground has a decorative brick pattern.

5 地域安心安全研修会

取組主体	自治会等
内容	「事故やケガは予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、安心安全活動を行っている地域を支援するために、関係各課及びセーフコミュニティ総合指導員を派遣し、防犯・防災・自殺予防・住宅防火・予防救急に関する研修会を開催する。
対象者	自治会等住民
開催場所	各自治会の指定された場所
開催日時	別添2のとおり(※ご希望があれば、事務局で調整します。)
所要時間	別添3のとおり(※講座内容により異なります。)
	 A photograph showing two men standing at a podium, facing an audience of older adults seated in rows. Both men are wearing white sashes with Japanese text. A calendar is visible on the wall behind them.  A photograph showing an audience of older adults seated in rows, watching a presentation on a large screen. A man in a suit is standing at a podium on the right side of the room.

6 シルバードライビングスクール

取組主体	市
内容	運転に不安のある高齢者の方向けの講習会。教習所指導員による講話と実技で運転時の癖や注意点を学ぶ。
対象者	65歳以上の高齢者
開催場所	厚木中央自動車学校
開催日時	9月29日（月）第1回：10時から 第2回：14時から
所要時間	2時間
	 

7 市民防災研修会

取組主体	市
内容	自然災害から身を守るために、様々な自然現象について正しい知識を持ち、自分自身への身近な危険として認識し、災害時にとるべき行動を平常時から身につけ、防災及び危機管理意識の高揚と防災知識の習得を目的としている。
対象者	市民
開催場所	未定（※希望があれば、日程等確認でき次第御連絡します。）
開催日時	未定
所要時間	未定